

奈良工業高等専門学校教育研究支援室設置規程

平成21年2月27日制定

令和2年10月27日改正

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第12条の規定に基づき、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に教育研究支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(目的)

第2条 支援室は、本校の教育・研究活動等に対し、支援室に所属する職員が職務遂行に必要な技能並びに資質の向上を図り、本校における教育・研究活動等の業務支援並びに広報活動や地域貢献等を組織的かつ効果的に行うことを目的とする。

(組織)

第3条 支援室に、教育研究支援室長（以下「室長」という。）を置き、副校長をもって充てる。

2 支援室に、技術長を補佐する職として次の各号に掲げる技術長補佐を置き、技術専門員又は技術専門職員のうちから室長が指名する。

- 一 技術長補佐（業務分担担当）
- 二 技術長補佐（共同利用施設設備管理担当）

3 技術長補佐（業務分担担当）は、第4条に掲げる業務に関する一般教科及び専門各学科並びに次の各号に掲げるセンターからの具体的な支援依頼について連絡調整に当たるほか、技術職員の担当業務の調整に当たるものとする。

- 一 教育支援センター
- 二 学生支援センター
- 三 グローバル教育センター
- 四 産学協働研究センター
- 五 広報センター
- 六 共通機器管理センター

4 技術長補佐（共同利用施設設備管理担当）は、第4条第五号に掲げる共同利用施設での実験・実習等が安全かつ適切なものとなるよう技術職員の業務を掌握するとともに、当該共同利用施設の設備・管理に関する連絡調整に当たるものとする。

5 技術長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の技術長補佐の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の実験・実習等の技術支援並びに安全管理に関すること
- 二 卒業研究・特別研究等に関する技術支援並びに安全管理に関すること
- 三 教育研究に必要なシステム・教材の開発等の技術支援に関すること
- 四 学生の教育研究に関する情報システムの管理等に関すること
- 五 ものづくり実験実習棟内の共同利用施設・設備の管理に関すること
- 六 情報処理演習室の施設・設備の管理に関すること

- 七 学内基幹ネットワークに関する事
- 八 学校行事等の支援に関する事
- 九 各種コンテストや学生の課外活動の技術的支援に関する事
- 十 教職員・産官学連携・地域貢献等における共同研究並びに技術支援等に関する事
- 十一 技術向上のための研修並びに研究開発、改善、継承や保存に関する事
- 十二 所掌に係る諸統計報告に関する事
- 十三 その他教育・研究支援に関する事

(雑則)

第5条 この規程で定めるもののほか、支援室の運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。